

公益目的通報(福知山市会計年度任用職員の時間外勤務の報酬の算定)について

1 事案の概要

令和4年3月24日受付で、福知山市会計年度任用職員の時間外勤務の報酬の算定基礎額等についての公益目的通報がありました。

この通報について、福知山市法令遵守審査会において調査及び審査が行われ、同年6月20日に同審査会から福知山市長に対して、審査結果の報告がなされました。

本市では、この審査結果の報告を受け、会計年度任用職員の時間外勤務の報酬の算定基礎額等を令和4年7月支給分から変更するとともに、令和2年4月以降の支給分に遡及して適用し、既支給分との差額を支払うこととしました。

2 福知山市法令遵守審査会への通報内容(通報者の訴えの要旨)

- (1) 時間外勤務の報酬の算定基礎額における「期末手当の取扱い」について
 - ・ 毎月定額支給される期末手当は、本市会計年度任用職員の時間外勤務手当の算定基礎額に算入されておらず、不利益が生じている。
- (2) 時間外勤務の報酬の算定基礎額となる「勤務1時間当たりの報酬額」について
 - ・ 本市会計年度任用職員のうち、「月額報酬の職員」の時間外勤務手当を算定する際に使用する年間総労働時間が、勤務条件書と異なる例があり不利益が生じている。
- (3) 遡及支給について
 - ・ 不利益支給については、再計算により差額分を遡及して支給するべきである。
- (4) 相談窓口について
 - ・ 会計年度任用職員の労働条件に関する相談先が全て職員課となっており、本件のような職員課の誤りに対する相談対応に不備がある。
 - ・ 公平委員会が会計年度任用職員の任用、苦情相談の窓口であることを明示すべきである。

3 福知山市の現状と福知山市法令遵守審査会の審査結果

- (1) 時間外勤務の報酬の算定基礎額における「期末手当の取扱い」について

現状	本市会計年度任用職員の「期末手当」は、時間外勤務手当の算定基礎に含めていない。 市としては、期末手当は賞与であり、時間外勤務報酬の算定基礎に含むべき性質のものではないこと、また、前年度の人事院勧告を適用させており、定額支給されるものではなく、変動の可能性があるものとの理解のもとに、労働基準法第37条第5項及び同法施行規則第21条第4号が規定する「臨時に支払われた賃金」として、これを計算基礎から除外している。
審査結果	本市会計年度任用職員の「期末手当」は、毎月定額で支給されている。これは、名称は、「期末手当」であっても、「期末手当」を計算基礎から除外する根拠となる労働基準法第37条第5項及び同法施行規則第21条第4号が規定する「臨時に支払われた賃金」及び第5号が規定する「一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金」のいずれにも該当しないものであり、法令への適合性を高めるような整理が行われることが望ましいと考える。

(2) 時間外勤務の報酬の算定基礎額となる「勤務1時間当たりの報酬額」について

現状	<p>本市会計年度任用職員のうち、「非常勤嘱託職員（月額報酬）」の時間外勤務手当を算定する際に使用する勤務1時間当たりの報酬額は、福知山市会計年度任用職員取扱規則第9条に基づき、報酬月額に1.2を乗じ、その額を年間総労働時間1,511時間で除して得た額として運用している。</p> <p>これは、同規則第7条第1項に基づき当該職員の勤務時間は「一般職員の1週間当たりの勤務時間の4分の3を超えない範囲内において定める」としていることに照応して、最大限の勤務時間の場合によって計算している。</p> <p>実際の勤務時間は、各人の勤務条件書に明記している。</p>
審査結果	<p>労働基準法施行規則第19条第1項第4号は、「月によつて定められた賃金については、その金額を月における所定労働時間数（月によつて所定労働時間数が異なる場合には、一年間における一月平均所定労働時間数）で除した金額」によつて計算することを定めており、勤務条件書に各人の勤務時間が、年1,511時間を下回る色々な数値が明示されている現在の状況の下では、計算は勤務条件書に示された所定労働時間によるべきであり、法令への適合性を高めるような整理が行われることが望ましいと考える。</p>

(3) 遡及支給について

審査結果	<p>遡及支給の点については、これまで市が運用してきた事情も考慮の上、当該職員、市民といったすべてのステークホルダーの納得を得られる措置を取られることを望む。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------

(4) 相談窓口について

審査結果	<p>公平委員会の職務の「職員の苦情を処理すること」が十分に知られていないのであれば、その点の周知が図られることが望ましいと考える。</p>
------	------------------------------------------------------------------------

4 本市の対応方針について

福知山市法令遵守審査会の審査結果を受け、規則改正を行い、会計年度任用職員の時間外勤務の報酬の算定方法を次のとおり7月支給分（6月実績）から変更する。

- (1) 時間外勤務の報酬の算定基礎額における「期末手当の取扱い」について
月々に並給している期末手当を時間外勤務の報酬の算定基礎額に加える。
- (2) 時間外勤務の報酬の算定基礎額となる「勤務1時間当たりの報酬額」について
実際の勤務実態に応じて月の報酬額を月の勤務時間で除した額を勤務1時間当たりの報酬額とする。
- (3) 遡及支給について
取扱いの変更に伴う差額分を令和2年4月以降支給分に遡って個人集計確定後速やかに支給する。
- (4) 会計年度任用職員への雇用に関する説明会などの機会を捉えて、公平委員会の役割（職員の苦情の処理）についても周知する。